令和６年ハブクラゲ発生注意報発令要領

1　趣　旨

本県には、猛毒を持つハブクラゲが生息し、年間 100 人前後の刺症被害が発生している。

本格的な海水浴シーズンを迎え、海に出入りする機会が多くなるが、ハブクラゲは６月頃から人体に被害を与える大きさに成長するため、マリンレジャーの際には十分注意する必要がある。

このようなことを鑑み、広く県民及び観光客に対し、ハブクラゲ刺症についての注意を喚起し、ハブクラゲによる被害の未然防止を図る。

2　発令期間

令和６年６月１日（土）～９月 30 日（月）

3　広報活動

（１）県内の報道機関に対し、注意報発令の趣旨、ハブクラゲ刺症に関する情報等を提供し、ハブクラゲ刺症防止について協力を要請する。

（２）県の機関や市町村、各種団体等に対し、注意報発令を通知し、リーフレット、ポスター等を配布するとともに、各種広報媒体への掲載を依頼する等協力を呼びかける。

（３）ハブクラゲ発生注意報　以下のとおり

令和６年ハブクラゲ発生注意報

本県の海には、猛毒を持つハブクラゲが生息し、一年のうち６月はじめ頃から人体へ影響を及ぼす大きさに急激に成長します。この時期は、海水浴、マリンレジャー等で海への出入りが多く、刺症被害も多く発生しています。

令和５年は、ハブクラゲ等海洋危険生物による刺咬症被害 66 件の内、11 件（約 17%）がハブクラゲによるものです。

県では、令和６年６月１日から９月 30 日までの間、ハブクラゲ発生注意報を発令し、広く県民や国内外から訪れる観光客に対し、ハブクラゲによる刺症被害を未然に防止するよう呼びかけます。

ハブクラゲ刺症を未然に防ぐには、

①　海水浴をする場合は、肌の露出を避け、ハブクラゲ侵入防止ネットの内側で泳ぎましょう。

②　海に出かける際には、酢（食酢）を持参しましょう。

ハブクラゲに刺された場合は、落ち着いて対処し、

①　まず海から上がり、激しい動きをしないで、近くにいる人に助けを求めましょう。

②　刺された部分はこすらずに、酢（食酢）をたっぷりかけて触手を取り除いた後、氷や冷水で冷やしましょう。

③　応急処置をし、医療機関で治療を受けるようにしましょう。

ビーチ管理者は、ハブクラゲ侵入防止ネット内での刺症事故が発生しないよう、ネットの管理を徹底しましょう。

令和６年６月１日　沖縄県保健医療介護部長　　糸 数　　公